



# 暴力団 断ち切る勇気が 未来を創る

(令和6年暴力追放運動用統一標語最優秀作品)

暴力団対策法は、暴力団等からの  
各種要求行為を禁止しています!!

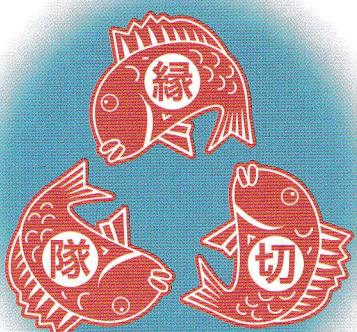
暴力団対策法では、指定暴力団員が、その所属する指定暴力団等の威力を示して行う不当な行為を禁止しています。主な違反行為としては、「寄付金等要求行為」、「用心棒料等要求行為」、「みかじめ料要求行為」などがあります。詳しくは、裏面をご確認ください。

暴力団員は、ドラマや映画で見るような派手な格好をしている人ばかりではありません。その場になじんだ格好で突然現れ、

『ここで商売するなら、ウチと付き合ってくれよ。』

『○○を買ってくれませんか。』

などと言って近づいてきます。「少額だから」「年に1回だから」と要求に応じて関係を続けてしまえば、暴力団と関係する企業、店舗だと風評が流れてしまうかもしれません。そうなる前に、「暴力団からのアプローチを断りタイ」、「暴力団との関係を断りタイ」と思ったら、躊躇することなく、下記連絡先までご相談ください。



千葉県警察の暴力団排除の  
シンボルマーク「縁切隊」

## 暴力団に関する相談先

最寄りの警察署刑事（第二）課

または

千葉県警察本部刑事部

組織犯罪対策本部組織犯罪対策課 (TEL 043-201-0110)

(公財) 千葉県暴力追放運動推進センター (TEL 043-254-8930)



(27の禁止行為の  
事例はこちらからも  
確認できます。)

# 暴力団対策法で禁止されている

# 27の行為

1 口止め料を要求する行為



暴力的 requirement 行為

準暴力的 requirement 行為

2 寄附金や賛助金等を要求する行為



3 下請参入等を要求する行為



4 みかじめ料を要求する行為



5 用心棒料等を要求する行為



6 利息制限法に違反する高金利の債権を取り立てる行為



7 不当な方法で債権を取り立てる行為



8 借金の免除や借金返済の猶予を要求する行為



9 不当な貸付け及び手形の割引を要求する行為



10 不当な金融商品取引を要求する行為



11 不当な株式の買取り等を要求する行為



12 不当に預金・貯金の受入を要求する行為



13 不当な地上げをする行為



14 土地・家屋の明渡し料等を不当に要求する行為



15 宅建業者に対し、不当に宅地等の売買・交換等を要求する行為



16 宅建業者以外の者に対し、宅地等の売買・交換等を要求する行為



17 建設業者に対し、不当に建設工事を行うことを要求する行為



18 不当に集会施設等を利用させることを要求する行為



19 交通事故等の示談に介入し、金品等を要求する行為



20 因縁を付けて金品等を要求する行為



21 許認可等をすることを要求する行為



22 許認可等をしないことを要求する行為



23 売買等の契約に係る入札に参加させることを要求する行為



24 売買等の契約に係る入札に参加させないことを要求する行為



25 人に対し、売買等の契約の入札に一定の価格その他の条件で申込等を要求する行為



26 売買等の契約の相手としないこと等を要求する行為



27 売買等の契約の相手に対する指導等を要求する行為

